

重 要 事 項 説 明 書

NPO法人 おいなんよ

宅老所 おおせぎ別家

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0265-25-0180 (受付時間: 月～土曜日 9時～17時まで)

担当 木下和枝

1. 宅老所おおせぎ別家の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	宅老所 おおせぎ別家
所在地	長野県飯田市大瀬木 4463-1
介護保険事業所番号	2070501768
通常の事業の実地地域	飯田

(2) 同事業所の職員体制

	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	運営管理	(兼務) 1名	名	1名
生活相談員	介護アドバイザー	1名	名	1名
看護職員	利用者の心身全体のお世話	名	2名	2名
介護職員	利用者の心身全体のお世話	2名	3名	5名
機能訓練指導員	訓練アドバイザー	名	(兼務) 2名	2名

(3) 同事業所の設備の概要 (総合事業も含める)

定員	14名	静養室	1室	相談室	1室
居室	1室	台所・食堂	1室	浴室	一般家庭浴槽

(4) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (定休日: 毎週日曜日休、ただし1/1は休み)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
その他	時間外対応有り、緊急宿泊有り

2. サービスの内容

当事業所は、地域密着型通所介護 と 飯田市総合事業です。

(1) 介護・生活相談 (無料)

電話0265-25-0180 (9時～17時まで)
随時受け付けます。

(2) 給食サービス

献立は家庭料理をベースにして調理します。

(3) 入浴サービス

希望される方のみで、利用回数は自由です。家庭浴槽を使用して一人ずつ職員がお世話致します。但し、家庭浴槽が困難な方はお断りするか、全身清拭のみとさせていただく

場合もあります。

(4) 送迎サービス

自家用車使用、もしくは職員の車使用になります。尚、送迎時間、介助者同行の確認。

(5) その他、保険サービスとして時間延長相談に応じております。

3. 利用料金

(1) 利用料金

① 地域密着型通所介護費

区 分	自己負担額(5～6 時間)	自己負担額(6～7 時間)	自己負担額(7～8 時間)
要介護 1	6 5 7 円	6 7 8 円	7 5 3 円
要介護 2	7 7 6 円	8 0 1 円	8 9 0 円
要介護 3	8 9 6 円	9 2 5 円	1, 0 3 2 円
要介護 4	1, 0 1 3 円	1, 0 4 9 円	1, 1 7 2 円
要介護 5	1, 1 3 4 円	1, 1 7 2 円	1, 3 1 2 円

※延長は随時受け付け致します。

※2 割、3 割負担の方 上記自己負担額の 2 倍、3 倍の額となります。

② 入浴介助加算(I) 4 0 単位/1 日につき(対象者のみ)

③ 認知症加算 6 0 単位/1 日につき(対象者のみ)

④ 若年性認知症利用者受入加算 6 0 単位/1 日につき(対象者のみ)

⑤ 科学的介護推進体制加算 4 0 単位/1 月につき

⑥ サービス提供体制加算(I) 2 2 単位/1 回につき

⑦ 介護職員等処遇改善加算(I)ロ 所定単位数にサービス別加算率 12.7%を乗じた単位数

⑧ 食材料費 1 回あたり 6 0 0 円(全額自己負担)

※但し、2 回の間食代を含みます。

⑨ おむつ代 使用回数実費(持ち込み可能ですので申し出て下さい)

⑩ おむつ処理代 処理日数実費 2 0 円/日(持ち帰り可能です)

⑪ レクリエーション行事等にかかる費用は自己負担となります。

⑫ 飯田市総合事業 通所型サービス料金(飯田市の定める額)

(2) 支払い方法

毎月、1 0 日から 1 5 日ごろ前月分の請求書をお送り致しますので、1 週間以内にお支払い下さい。お支払い方法は、口座振替(毎月 2 0 日)・現金払い・振り込みがあります。

4. 当事業所の特徴

(1) 運営規程

- ① 地域住民が、要支援(介護予防)・要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援をし、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- ② 利用者の人格の尊重並びにその家族の状況、希望を把握した通所介護計画を作成する。

- ③ サービスの提供にあたっては、通所介護計画の内容と利用者の状況や希望を取り入れ、利用者にあった適切なサービスを提供できるよう柔軟に対応する。
 - ④ 地域福祉の向上のため、各市町村、居宅介護支援事業者、包括支援センター、医療機関、福祉サービス団体等と連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- (2) サービス利用にあたっての留意事項
- ① 送迎時間・体調不良によるサービスの変更は、当日9時まで連絡を下さい。
 - ② サービスの提供時間における当事業所内の設備・器具等を利用者が破損した場合は、その実費を請求する場合があります。
 - ③ 利用者にあたっては、サービスプランを計るために利用者の間近の心身の状態や、生活状態をお聞きします。

5. 破損賠償

- (1) 当事者は、利用者に対するサービス提供において、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 本事業にあたり、賠償責任保険に加入します。

6. 緊急時の対応

- (1) 当事業所は、サービス提供中に利用者の心身の状態が急変したり、緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び主治医に連絡等の処置等を講ずるとともに、初期対応を行います。
- (2) 主治医連絡先

病院または診療所		医師名	
住 所		電話番号	

7. 非常災害対策

- (1) 当事業所は、非常災害時には人命第一に行動できるように、人事の努力を怠りません。
- (2) 防災設備は、消防署の指導に基づき、防災処置及び消火器等の器具を設置しています。
- (3) 非常災害時の関係機関への通報・連携に従業者に周知させます。
- (4) 防災訓練は、年2回春・秋に避難訓練を中心に行います。

8. 虐待防止への取り組みについて

利用者への虐待は人権侵害と認識し、高齢者虐待防止法に基づき虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するよう指針を策定し、全従業員は業務にあたります。

利用者への虐待に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行います。

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所ご利用に関する相談・苦情

苦情受付相談（担当）	折山 みずほ（生活相談員）
受付時間	9：00～17：00（月～土曜日）
電話番号/FAX	0265-25-0180

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

飯田市長寿支援課	0265-22-4511
長野県国民健康保険団体連合会 苦情処理係	026-238-1580
長野県介護支援課 サービス係	026-235-7121

10. 当法人の概要

名称・法人種別	特定非営利活動法人（NPO法人）おいなんよ
代表者役職氏名	理事長 佐藤 敏子
所在地	長野県飯田市桜町1-9-1
電話	0265-23-1803
FAX	0265-48-5803

定款の目的に定めた事業

- (1) 高齢者・障害者に対する通所介護
- (2) 配食サービス
- (3) 幼児の一時預かり
- (4) 介護相談
- (5) 介護保険指定事業
- (6) その他、当法人の目的を達するために必要な事業

通所介護サービスの提供開始にあたり、利用者及び家族に契約書・重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 長野県飯田市桜町1-9-1

名 称 特定非営利活動法人 おいなんよ

代表者 理事長 佐藤 敏子 印

事業所

所在地 長野県飯田市大瀬木4463-1

名 称 宅 老 所 おおせぎ別家

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業所から地域密着型通所介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

連絡先

氏 名

ご家族代者 住 所

連絡先

氏 名

氏 名 _____ 印 _____

個人情報使用にあたる同意書

当事業所においては、利用者及び家族から、これに関する個人の情報を提供してもらうことでサービス提供中の情報記録とともに、サービスの円滑化と、質の向上に役立てています。また、これらの情報は秘密保持の原則に基づき、適切に保管、管理しております。

この情報の扱いについては契約書等に説明をしておりますが、事業所内部においてサービスプランの見直しや評価を目的に担当者会議を行っている関係上、必要な個人情報を用いることを了解していただくことをお願い致します。また、入退院時などの医療機関等との情報共有についても必要な個人情報を用いることを了解していただくことをお願い致します。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 おいなんよ
理事長 佐藤 敏子 印

説明者氏名

私は、契約書等による標記の説明を受け、私及び家族に関する情報の使用を担当者会議及びケース検討者会議、入退院時などの医療機関等との情報共有に用いることに同意します。

利用者氏名

ご家族代表者氏名